♥ストレスチェック制度がはじまります

~心の健康づくりについて~

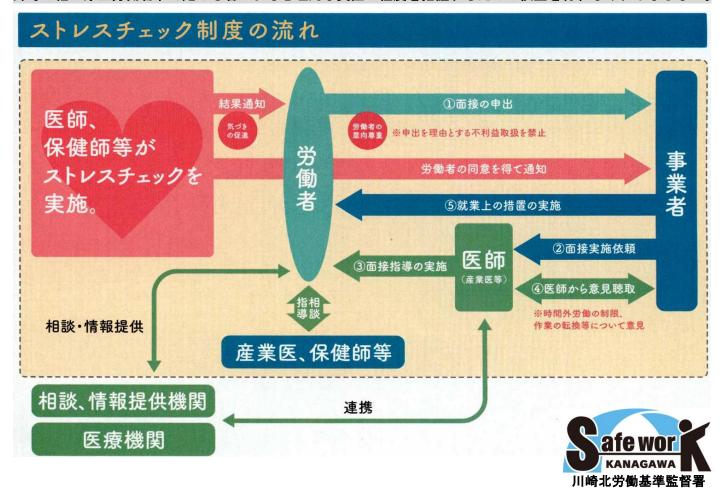
川崎北労働基準監督署

日頃から労働基準行政における労働災害防止対策の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。川崎北労働基準監督署では、平成18年3月に策定されている「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(改正平成27年11月30日公示第6号)を基に、各職場におけるメンタルヘルス対策の推進をお願いしているところです。本指針は、年々増加する様々な問題(職業生活でのストレスや過重労働など)に対して、労働安全衛生法に基づき、事業者が講ずるよう努めるべき、労働者のメンタルヘルスケアが適切かつ有効に実施されるよう、原則的な実施方法を定めたものです。

また、労働安全衛生法の改正により、平成27年12月1日から、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止(一次予防)を目的とした「ストレスチェック」が義務付けられ、労働者自身にストレスへの気づきを促し、事業場におけるストレスの原因となる職場環境の改善を図ることなどが、心の健康づくり対策として重要なものとなっております。

つきましては、今一度、事業場内の管理体制や教育状況、心の健康づくり計画の策定状況等の 整備を図り、ストレスチェック制度の適正な運用にご協力をお願いいたします。

【労働安全衛生法】第66条の10 事業者は労働者に対し、厚生労働省令に定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。



平成27年12月からストレスチェックが義務付け!!

セルフケア

労働者自らが心の健康保持増進のために行う行動

ラインによるケア

管理監督者が労働者の心の健康の保持増進のために行う行動

事業場内産業保健スタッフ等によるケア 事業場内産業保健スタッフ等が労働者の 心の健康の保持増進のために行う活動

事業場外資源によるケア

事業場外のさまざまな機関が事業場に対して 心の健康づくり対策を支援する活動

ストレスへの気づき

ストレスやメンタルヘルスに対する 正しい理解 自発的な相談

部下の事例性の把握 職場環境等の把握と改善 労働者からの相談対応 産業保健スタッフとの連携

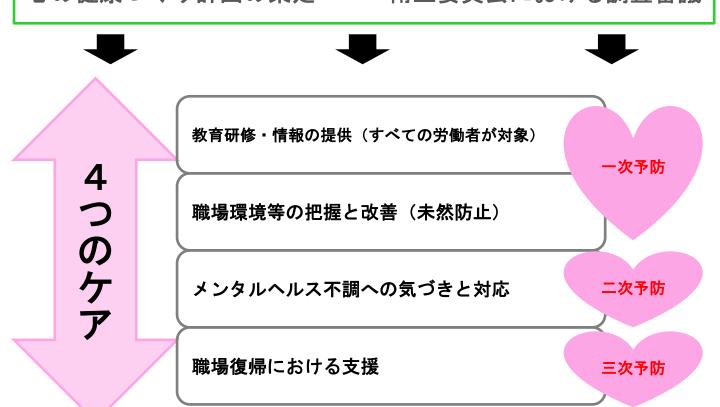
研修の企画・実施 職場環境等の評価・改善 セルフおよびラインケアの支援 職場復帰への支援 外部専門機関との連携

個別の相談・治療 事業場内産業保健スタッフとの連携

<u>▲4つのケア</u>▲

※ 職場におけるメンタルヘルス対策を進めるにあたっては、4つのケアによる3つの予防が基本 となります。特にセルフケアとラインケアを中心として実施可能なところから着実に取り組み を推進することが一次予防の観点から非常に有効であります。

心の健康づくり計画の策定 ⇔ 衛生委員会における調査審議



(検査及び面接指導結果の報告)

【労働安全衛生規則】労働安全衛生規則第52条の21

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、<u>心理的な負担の</u>程度を把握するための検査結果等報告書(様式第6号の2)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

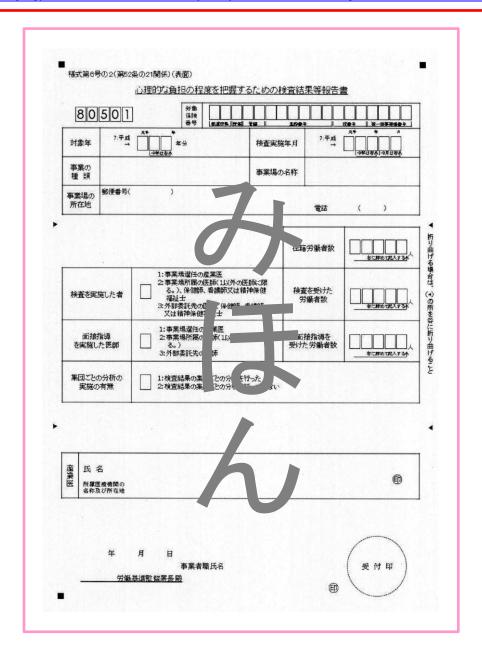
平成27年12月1日より施行された労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度において、提出が義務付けられている労働安全衛生規則様式第6号の2「心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書」(以下、「報告書」という。)は、OCRで読み取り可能な様式を平成28年3月下旬に公表する予定ですので、事業者の皆様には、提出にあたりまして、以下の点にご留意していただきますよう、お願いいたします。

●労働基準監督署への報告書の提出に関する留意点

- (1) 報告書は、平成28年4月1日以降に提出するようお願いいたします。
- (2) その際には、下記URLに記載される平成28年3月下旬に公表予定の報告書の様式を用いて提出していただくよう、お願いいたします。

厚生労働省ホームページ「安全衛生関係主要様式」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html



ストレスチェック制度のポイント

◆制度の目的

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止(一次予防)であること。

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促す。
- ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。

◆Point

- ●常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務となります。(労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務)
- ●検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。
- ●検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。
- ●面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じる ことが事業者の義務となります。

◆留意事項

ストレスチェック制度に係る指針・マニュアル等

- ●労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について(平成27年5月1日付け基発0501第3号)
- ●「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成27年4月)(改正 平成27年11月30日公示第2号)
- ●「労働安全衛生法に基づきストレスチェック制度実施マニュアル」(厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室 平成27年5月)

その他、厚生労働省のホームページでは、ストレスチェックの実施プログラムを、 無料で配布しています。

※最新の情報は厚生労働省ホームページ(www.mhlw.go.jp)をご確認ください。

